

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第19号

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則を廃止する規則

異動した場合に適用する職務の級から除く職務の級を定める規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。